

令和7年10月9日

庶務課

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行等を踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 扶養親族のある学校医等に対する補償基礎額の加算額について、配偶者に対する加算を廃止するとともに、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に対する加算額を300円から434円に引き上げる。

(2) 介護補償の限度額をそれぞれ次のように引き上げる。

①常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

81,290円 → 85,490円

②随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

40,600円 → 42,700円

3 新旧対照表

2 ～ 5 ページのとおり

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第3条 (略) (補償基礎額) 第4条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 (1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）</u> (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>300円</u> (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（<u>特定経験年数学校医等</u>の扶養親族たる孫 100円） (4)～(6) (略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（<u>以下この項において「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。	第1条～第3条 (略) (補償基礎額) 第4条 (略) 2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 (削る) (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>434円</u> (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（<u>経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）</u>の扶養親族たる孫 100円） (3)～(5) (略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第11条 (略)

(介護補償)

第12条 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。） 81,290円

(3) (略)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。） 40,600円

第13条～第30条 (略)

別表 (略)

第5条～第11条 (略)

(介護補償)

第12条 (略)

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。） 85,490円

(3) (略)

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。） 42,700円

第13条～第30条 (略)

別表 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項及び附則第4項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第3項の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後

の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第4条第3項第1号の規定の適用については、「434円」とあるのは、「384円」とする。

4 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例第4条第3項の規定の適用については、

「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」

とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあつては

「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」

(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 100円）」

と、施行日から令和8年3月31日までの間にあつては

「(5) 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」

(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 100円」

とする。

5 新条例第12条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわ

	らず、なお従前の例による。
--	---------------